

## 登別市地域総合整備資金貸付審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 登別市地域総合整備資金貸付の適正な審査を行うため、登別市地域総合整備資金貸付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (審査事項)

第2条 審査委員会は、登別市地域総合整備資金貸付要綱（以下「要綱」という。）、登別市地域総合整備資金貸付要綱に関する基本方針、登別市地域総合整備資金貸付要綱に関する運用方針に基づき、次の事項について審査及び調査を行い、市長に意見を具申する。

- (1) 要綱第3条の融資対象としての適正に関する事項
- (2) 要綱第12条の繰上償還に関する事項
- (3) 要綱第16条の事情変更による決定の取消に関する事項
- (4) 要綱第17条の連帯保証人に関する事項
- (5) 要綱第19条の事業内容の変更に関する事項
- (6) 要綱第21条に基づく調査等に関する事項
- (7) その他登別市地域総合整備資金貸付業務に必要な事項

### (組織)

第3条 審査委員会は、総務部長、観光経済部長及び申請事業関連所管部長で組織し、審査、調査を行うものとする。

2 議長は、総務部長をもって充て、副議長は、観光経済部長をもって充てる。

### (職務)

第4条 議長は、審査委員会を代表し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (招集)

第5条 審査委員会の会議は、議長が招集する。

### (関係職員の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは関係職員を会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、総務部企画調整グループにおいて処理する。ただし、申請事業等に係わる事前審査及び予算措置については、申請事業関連所管部が行うものとする。

### (その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則（平成5年告示第33号）

この要綱は、平成5年10月27日から施行する。

附 則（平成12年告示第49号）

この要綱は、平成12年5月18日から施行する。

附 則（平成14年告示第24号）

この要綱は、平成14年2月25日から施行する。

附 則（平成14年告示第75号）

この要綱は、平成14年5月27日から施行する。

附 則（平成17年告示第63号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第42号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年告示第49号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第47号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。